

議 長 日程第6、「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を、別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、説明させていただきます。

まず、条例制定の背景、目的でございます。令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする、乳児等通園支援事業が創設されました。この事業は、令和8年4月から全国の自治体において実施される事業であり、事業の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法により市町村が条例で定めることとされております。このことから、本町においても事業を適切に実施していくために必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは議案を1枚おめくりください。本条例は新規条例でございますので、条ごとに説明させていただきます。

本条例は章立てによる構成となっておりますが、第1章では第1条から第5条まで、総則について規定されております。第2章では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について規定されておまして、第1節、通則として第6条から第19条、第2節では乳児等通園支援事業の区分といたしまして第20条、第3節では一般型乳児等通園支援事業として第21条から第24条、第4

節では余裕活用型乳児等通園支援事業として第25条及び第26条に構成されております。また、第3章では雑則として第27条に規定されております。

それでは、各条文について御説明いたします。まず、第1条につきましては、この条例の趣旨について規定されております。

第2条につきましては、この条例の定義について、本条例に使用している用語のうちその意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しております。

第3条につきましては最低基準の目的等について規定しており、第1項では明るく衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証することについて規定し、第2項では最低基準を向上させるように努めることについて規定しております。

第4条につきましては、乳児等通園支援事業における最低基準の考え方と、事業者が遵守すべき向上義務について規定しております。第1項では設備及び運営を向上させる義務について、第2項は基準を理由とした質の低下禁止について、第3項では町長の勧告について規定しております。

第5条につきましては事業者の一般原則を定めるもので、第1項では人権の配慮と人格の尊重について、第2項では地域連携と説明責任について、第3項では自己評価と改善の義務について、第4項では外部評価の受審と公表について、また第5項では目的達成のための設備設置について、また第6項では保健衛生と安全確保について規定するものでございます。

第6条につきましては乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しており、第1項については設備の設置と計画策定について、第2項では訓練の実施義務について規定しております。

第7条につきましては安全計画の策定等について規定しており、第1項では安全計画の策定義務、第2項では職員への周知と研修、訓練、第3項では保護者と連携、周知について、また第4項では計画の定期的な見直しについて規定しております。

第8条につきましてはは自動車を運行する場合の所在の確認を規定するもので、第1項では人的な所在確認の義務化について、第2項では安全装置の設置義務について規定しております。

第9条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件について規定するものです。

第10条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等について規定するもので、第1項では職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないことについて規定しており、第2項では事業者は職員に対し資質の向上のための研修の機会を確保することについて規定しております。

第11条につきましては、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準について規定しております。

第12条につきましては、利用乳幼児等を平等に取り扱う原則を規定しております。

第13条につきましては、虐待等の禁止について規定しております。

第14条につきましては衛生管理等を規定するもので、第1項では衛生上必要な措置について規定し、第2項では感染症、食中毒の予防と対策について、第3項では医薬品の備えと管理について規定しております。

第15条につきましては、食事の提供を行う場合に備える設備を規定するものです。

第16条につきましては乳児等通園支援事業所内部の規定について定めるもので、運営についての重要事項に関する規定を定めるものです。

第17条につきましては、乳児等通園支援事業所に備える帳簿の整備について規定しております。

第18条につきましては秘密保持等について規定しているもので、第1項では職員の秘密保持について、また第2項では事業所は職員であった者が業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことについて規定しております。

第19条では苦情への対応として、第1項、苦情解決体制について、第2項では町からの指導に対する改善義務について規定しております。

第20条につきましては乳児等通園支援事業の区分として規定しているもので、第1項では事業の分類についての規定、第2項では一般型乳児等通園支援事業について規定し、第3項では余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しております。

第21条につきましては、設備の基準について規定しております。

第22条につきましては職員の基準を規定するもので、第1項では職員の資格要件について、第2項では配置人数、配置基準について、また第3項では専従義務について規定するものです。

第23条につきましては、乳児等通園支援の内容について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じるべきであることについて規定するものです。

第24条につきましては、保護者との連絡に関する事項を規定しております。

第25条につきましては、設備及び職員の基準について規定するものです。

第26条につきましては準用について定めるもので、第23条と第24条の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することについて規定するものです。

第27条につきましては、電磁的記録について規定しております。

附則でございます。施行期日です。この条例は公布の日から施行します。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、議会全員協議会の際に御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっています「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、産業厚生常任委員会に付託の上、審議することにしたと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。